

ジャックスカード会員規約改定について

ジャックスカード会員規約（第一章 一般条項 第21条 第2項）に基づき、ジャックスカード会員規約の一部を改定いたします。

1. 効力発生日

2024年4月1日

2. 対象となる会員規約

ジャックスカード会員規約

ジャックスカード会員規約（元利定額リボルビング払い専用）

ジャックスカードゴールド会員規約

ジャックスカードプラチナ会員規約

ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約

ジャックスカードワールドエリート会員規約

ジャックスカード会員規約（国内専用カード用）

3. 改定内容

下記のとおりとなります。

※お持ちのカードの種類により、条項番号、条文内容が一部異なる場合があります。

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。

(改定前)	(改定後)
<p>第一章 一般条項</p> <p>第1条（本会員及び家族会員）</p> <p>6. 当社が特定の加盟店との提携によりカードを発行している場合は、当社又は加盟店の都合により家族会員としての入会をお断りする場合があります。</p>	<p>第一章 一般条項</p> <p>第1条（本会員及び家族会員）</p> <p>6. 当社の都合（加盟店の都合を含みます。）により家族会員としての入会をお断りする場合があります。</p>
<p>第2条（カードの貸与・有効期限）</p> <p>3. 会員は、カードを貸与されたときに直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。</p> <p>4. カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。また、会員は、現金化（現行紙幣・貨幣の購入もこれに該当します）を目的として、商品・サービスの購入等にカードのショッピング利用枠を利用してはならずまた違法な取引や不適切な取引に利用することはできません。</p>	<p>第2条（カードの貸与・有効期限）</p> <p>3. 会員は、当社よりカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自署しなければなりません。カードの券面には会員氏名、カード番号、カード有効期限等及びセキュリティコード等（以下「カード情報」といいます。）が表示されています。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報（以下「カード等」といいます。）を使用・管理・保管するものとします。</p> <p>4. カード等は、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。</p>

<p>5. 会員は、カード番号及びカードの有効期限についての情報（以下「カード情報」といいます。）を当社が運営するクレジットカード取引システム（以下「カードシステム」といいます。）の利用以外の目的に使用することはできません。</p>	<p>5. 会員は、カード等を当社が運営するクレジットカード取引システムの利用以外の目的に使用することはできません。</p>
<p>第3条（暗証番号）</p> <p>2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当該利用は全て会員による利用とみなし、会員が支払の責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p>	<p>第3条（暗証番号）</p> <p>2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他事故があってもそのために生じた一切の債務は、会員が支払の責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p>
<p>第7条（お支払）</p> <p>1. カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）は当社にお支払いいただきます。</p> <p>2. カードキャッシングの融資金及び利息（以下「カードキャッシングの支払金」といいます。）は当社にお支払いいただきます。</p> <p>3. カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金（以下「カード利用による支払金」といいます。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下「カード利用による支払金等」といいます。）は、日本円により、本会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社が認めた場合又は事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込又はコンビニエンスストアでの入金などによりお支払いいただく場合があります。</p> <p>4. カード利用による支払金は、原則として毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。カード利用による支払金は支払日の前日までに指定口座にご用意願います。）に前項の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により、翌々月以降の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。）からお支払いいただくことがあります。また、本会員の都合によりお支払いいただけない場合で当社が適当と認めたときは、当社は金融</p>	<p>第7条（お支払）</p> <p>1. 本会員は、カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 本会員は、カードキャッシングの融資金及び利息（以下「カードキャッシングの支払金」といいます。）を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金（以下「カード等の利用による支払金」といいます。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下「カード等の利用による支払金等」といいます。）を、日本円により、本会員があらかじめ指定した当社所定の金融機関に開設された口座（以下「指定口座」といいます。）に対して、口座振替の方法により支払うものとします。なお、当社が認めた場合又は事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込又はコンビニエンスストアでの入金などによりお支払いいただく場合があります。</p> <p>4. カード等の利用による支払金は、原則として毎月末日に締切り、会員は、締切日の翌月から毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。カード等の利用による支払金は支払日の前日までに指定口座にご用意願います。）に、カード等の利用による支払金を前項の方法により支払うものとします。なお、事務上の都合により、翌々月以降の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。）以降にお支払いいただくことがあります。また、本会員の都合によりお支払いいただけない場合で当社が適当と認めたときは、当社は金融機関に再度口座振</p>

<p>機関に再度口座振替の依頼をすることができるものとします。</p>	<p>替の依頼をすることができるものとします。</p> <p>9. 本会員は、ご利用代金明細書を毎月確認するものとし、ご利用代金明細書の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細書受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。</p>
<p>第10条（カードの紛失・盗難・偽造及びカード番号の盗用等）</p> <p>1. 会員は、カード盗難保険にご加入いただきます。</p> <p>2. 会員がカードを紛失し又は盗難にあったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。また、会員は当社又は保険会社の調査に協力するものとします。</p> <p>3. 会員が前項の手続を行った場合、カード盗難保険については当社への届出日の前60日以降に起こったカード紛失・盗難、第三者によるカード番号又はカード番号に係るID番号等の盗用、その他の事由により、他人に不正利用された不正利用事故による損害金について、次項に定める場合を除き、会員は免責されるものとします。</p> <p>4. 下記のいずれかに起因する損害については、当社負担の対象とはならず、全額本会員の負担となります。(1)会員の故意又は重大な過失に起因する損害。(2)会員の家族・同居人・留守人・関係人による不正利用に起因する損害。(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失に起因する損害。(4)会員が第2項の届出を怠る、カードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用に起因する損害。(5)年会費の支払を怠っている会員の損害。(6)当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された損害。(7)第2項に基づき当社への届出を行った日の61日以前に生じたカード紛失・盗難、第三者によるカード番号又はカード番号に係るID番号等の盗用、その他の事由により、他人に不正利用された事故による損害。(8)カード利用の際、暗証番号の入力を伴う取引についての損害。(本章第3条第2項但し書きの場合を除きます。)(9)会員が正当な理由なく、当社又は保険会社の調査等に協力しない場合。</p> <p>5. カード盗難保険料は、当社所定の金額とし、本章第4条の年会費に含まれるものとします。また、カード盗難保険への加入は、毎年自動的に継続されるものとします。</p> <p>6. 会員が脱会又は会員資格を喪失した場合は同時にカード盗難保険の適用資格を失うものとします。</p> <p>7. カードは紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場</p>	<p>第10条の1（カードの紛失・盗難等）</p> <p>1. 会員のカードが利用された場合には、他人によるカードの利用であっても、そのカード利用に係るカード等利用による支払金等相当額は本会員の負担とします。</p> <p>2. 会員は、カード盗難保険にご加入いただきます。</p> <p>3. 会員は、カードの紛失又は盗難等があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。また、会員は当社又は保険会社の調査に協力するものとします。</p> <p>4. 第1項の定めにかかわらず、会員が前項の手続を行った場合、当社への届出日の前60日以降のカード等の利用による支払金等相当額の支払債務については、そのカード利用がカードの紛失又は盗難等によるものである限り、本会員は免責されるものとします。</p> <p>5. 前項の定めにかかわらず、下記のいずれかに該当する場合には、会員は、カード等の利用による支払金等相当額の支払債務について免責されないものとします。(1)紛失又は盗難等が会員の故意又は重大な過失に起因する場合。(2)会員の家族・同居人・留守人・関係人によってカードが利用された場合。(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失・盗難が生じた場合。(4)カードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する状況において紛失又は盗難等が生じた場合。(5)本会員が年会費の支払を怠っている場合。(6)当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された場合。(7)第3項に基づき当社への届出を行った日の61日以前にカード等の利用が行われた場合。(8)カード利用に際し、暗証番号の入力が伴う場合。(本章第3条第2項但し書きの場合を除きます。)(9)紛失若しくは盗難等又はカードの不正利用に係る会員の届出内容が虚偽である場合。(10)会員が正当な理由なく、当社又は保険会社の調査等に協力しない場合。</p> <p>6. カード盗難保険料は、当社所定の金額とし、本章第4条の年会費に含まれるものとします。また、カード盗難保険への加入は、毎年自動的に継続されるものとします。</p> <p>7. 本会員が脱会又は会員資格を喪失した場合は同時にカード盗難保険の適用資格を失うものとします。</p>

合に限り再発行いたします。この場合には、当社の定める方法等によりカード再発行手数料として 1,100 円（うち消費税 100 円）をお支払いいただきます。なお、カードを再発行した場合にはカード情報が変更となる場合がありますが、当該変更起因する諸手続は会員が行うものとします。

8. 会員のカード情報をもとに作出された偽造カードを使用した不正取引に係るカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

9. 会員は第三者にカード番号又はカード番号に係る ID 番号等を盗用され、不正な取引が行われたことを知った場合は、速やかに当社に連絡するとともに被害状況等の調査に協力するものとします。

10. 第 8 項の定めにもかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員は当該カードの利用代金について支払の責を負うものとします。(1) 会員に故意又は重大な過失がある場合。(2) 会員の家族・同居人・留守人・関係人の使用に起因して不正取引が発生した場合。(3) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて発生した不正取引の場合。(4) 会員がカードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用をしていた場合。(5) 会員が正当な理由なく、当社の調査等に協力しない場合。

8. カードは紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合には、当社の定める方法等によりカード再発行手数料として 1,100 円（うち消費税 100 円）をお支払いいただきます。なお、カードを再発行した場合にはカード情報が変更となる場合がありますが、当該変更起因する諸手続は会員が行うものとします。

第 10 条の 2（第三者による偽造カード又はカード情報の使用）

1. 会員のカード情報をもとに作出された偽造カード又はカード情報若しくはカード番号に係る ID 番号等（以下「カード情報等」といいます。）の他人による利用のおそれがあることを会員が認知した場合には、速やかにその旨を当社に届出するものとします。

2. 前項の届出を受けた場合又はカード情報等が他人により利用されたおそれがある場合には、当社はカード等の利用及び管理の状況又はカード情報等の他人による利用を防止するために当社が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当社の行う被害状況等の調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

3. 前項に規定する場合、会員は当社の請求により、カード情報等の他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

4. 第三者が会員のカード情報等を使用したことによるカード等の利用による支払金等相当額について、本会員は支払の責を負わないものとします。

5. 前項の定めにもかかわらず、下記のいずれかに該当する場合には、会員は、カード等の利用による支払金等相当額の支払債務について免責されないものとします。(1) 会員がカード情報を他人に提供し、又はカード情報等の漏えいについて会員に重大な過失がある場合。(2) 会員の家族・同居人・留守人・関係人がカード情報等を他人に提供又はカード情報等の漏えいに関与した場合。(3) 第 1 号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用又はカード情報等の利用について、会員に故意又は重大な過失がある場合。(4) 第 2 号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用又はカード情報等の利用について、会員の家族・同居人・留守人・関係人が関与した場合。(5) 会員が第 2 項の調査に協力せず、又は説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合。(6) 当社が第 3 項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員

	<p>がこれを行わなかった場合。(7)第1項に基づき当社への届出を行った日の91日以前にカード等の利用が行われた場合。(8)会員の責めに帰すべき事由を理由として、当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された場合。</p> <p>6. 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は本会員に対し、カード情報等の他人による利用に起因して当社に生じた損害であって第4項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。(1)前項第1号又は第3号の事由がある場合。(2)第2項の調査において虚偽の説明をした場合。(3)前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意又は重大な過失があるとき。</p>
<p>第11条 (会員資格の喪失とカードの利用停止・返却) (12)その他当社が会員として不適格と判断した場合。</p>	<p>第11条 (会員資格の喪失とカード等の利用停止・返却)</p> <p>(12)会員が自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の委託先・派遣元等の従業員(以下「従業員等」という。)に対して、以下に掲げる行為、又は当該従業員等の就業環境を害するおそれのある行為をした場合。(ア)暴言、誹謗中傷、威圧的な言動、性的な言動、従業員等の人格を攻撃する言動又は従業員等個人に対する攻撃的言動・要求。(イ)長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、又は従業員等の業務に支障が生じるような対応の要求。(ウ)上記(ア)(イ)のほか、従業員等の心身又は就業環境を害するおそれのある行為。(エ)法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求。(オ)上記(ア)(イ)(ウ)(エ)のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為。(13)その他当社が会員として不適格と判断した場合。</p>
<p>第二章 カードショッピング条項 第1条 (カードショッピングの利用) 2. 郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えて取引申込書にカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に前記の事項を告知することによりカードの取引を行うことができます。 3. インターネット等各種ネットワークによる取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えてカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することによりカードの取引を行うことがで</p>	<p>第二章 カードショッピング条項 第1条 (カードショッピングの利用) 2. 郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えて取引申込書にカード情報、会員の住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に前記の事項を告知することによりカードの取引を行うことができます。 3. インターネット等各種ネットワークによる取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えてカード情報、会員の住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することによりカード等の取引を行うことができます。 4. 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利</p>

<p>きます。</p> <p>4. 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、会員の都合による脱会、その他の事由により会員資格を喪失した場合、又はカード更新等によりカード番号、有効期限等の当該登録内容に変更等があった場合は、会員は自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード番号、有効期限等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード情報、会員の住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカード等の取引を行うことができます。なお、会員の都合による脱会、その他の事由により会員資格を喪失した場合、又はカード等の更新等によりカード情報等の当該登録内容に変更等があった場合は、会員は自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード情報等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第2条（カードショッピングの支払金の支払方法）</p> <p>3. (4) 本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、または、ボーナス1回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。</p> <p>4. 会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、第一章第21条の規定に従って当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>	<p>第2条（カードショッピングの支払金の支払方法）</p> <p>2. (8) 本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、又は、ボーナス1回払指定後に回数指定分割払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は利用金額が10,000円以上で、当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。</p> <p>3. (4) 本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、2回払、又は、ボーナス1回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。</p> <p>4. 会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、第一章第21条の規定に従って当社から料率変更を周知した後は、効力発生時期におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>
<p>第8条（カードショッピングの禁止行為）</p> <p>会員は、次のいずれかに該当するカードショッピングの利用を行ってはならないものとします。(1)換金を目的とした商品もしくは権利の購入又は役務提供の受領に係る</p>	<p>第8条（カードショッピングの禁止行為）</p> <p>会員は、次のいずれかに該当するカードショッピングの利用を行ってはならないものとします。(1)違法な取引や不適切な取引の手段として行われるもの。(2)換金を目的</p>

<p>もの。(2)国又は地域において法定通貨として定められ流通している紙幣又は貨幣(但し、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの。(3)金融商品取引法の対象である株式・投資信託・FX・デリバティブ等の金融商品の購入のためのもの。(4)暗号資産の購入のためのもの(但し、当社ウェブサイトで公表している当社が認めた暗号資産を除きます。)(5)オンラインカジノ等の利用を行うためのもの。(6)加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの。(7)前各号に掲げるもののほか、当社が定め当社ウェブサイトで公表しているもの。</p>	<p>とした商品もしくは権利の購入又は役務提供の受領に係るもの。(3)国又は地域において法定通貨として定められ流通している紙幣又は貨幣(但し、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの。(4)株式・投資信託・FX・デリバティブ等の金融商品の購入のためのもの(但し、当社が別途認めた金融商品を除く。)(5)暗号資産の購入のためのもの(但し、当社ウェブサイトで公表している当社が認めた暗号資産を除きます。)(6)オンラインカジノ等の利用を行うためのもの。(7)加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの。(8)前各号に掲げるもののほか、当社が定め当社ウェブサイトで公表しているもの。</p>
<p>【相談窓口】 株式会社ジャックス 登録番号：北海道財務局長(14)第00007号 日本貸金業協会会員第000008号 東京カスタマーセンター(お客様相談室) 〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル ナビダイヤル：0570-002277 [着信先：神奈川県座間市] 大阪カスタマーセンター(お客様相談室) 〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル ナビダイヤル：0570-005599 [着信先：大阪府豊中市]</p>	<p>【相談窓口】 株式会社ジャックス 登録番号：北海道財務局長(14)第00007号 日本貸金業協会会員第000008号 カスタマーセンター(お客様相談室) 〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル ナビダイヤル：0570-002277</p>